

ブロック塀等の撤去、改修に補助金ができます

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害を防止し、安全性を確保するため、ブロック塀等の撤去及び改修に対する費用を助成します。

対 象

- ブロック塀等撤去事業
 - ・地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等の撤去。
 - ・石塀、レンガ塀なども対象になります。
 - ブロック塀等改善事業
 - ・フェンス等の安全な塀への作り替え。
 - ・既存のブロック塀を金具等により補強する工事。
- ※いずれの事業も道路に面しているものに限りです。



補助金額

- ブロック塀等撤去事業
事業費と延長×8,900円/mを比較していずれか少ない額の2/3。
補助金限度額10万円。
- ブロック塀等改善事業
事業費と延長×38,400円/mを比較していずれか少ない額の2/3。
補助金限度額25万円。

申請方法

施工前の事前申請が必要です。

【申請書に添付するもの】

- ・見積書の写し
- ・位置図
- ・施工前の写真
- ・計画図（配置図、平面図、立面図、断面図など。ブロック塀等改善事業の場合のみ）
- ・その他必要図書（製品カタログの写し等）

注意事項

- ・新たにブロック塀を築造する場合は、「新しいブロック塀の造り方」（静岡県作成）に従ってください。
- ・工事完了後では補助金の交付は出来ませんので、必ず施工前に申請してください。

問い合わせ先

総務課 消防防災係（TEL 42-3963）